

中間前払金制度の導入について

1 制度概要

平成 22 年 12 月 1 日から公共工事受注者の資金調達の円滑化を図るため、土木建築工事において、当初の前払金（請負金額の 40%以内）を支払った後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合、請負金額の 20%以内を追加して支払うことができる制度です。なお、前払金と中間前払金の合計額が請負金額の 60%以内まで支払うことができます。

2 対象となる工事

中間前払金の対象となる工事は、請負金額 200 万円以上の土木建築工事です。平成 22 年 12 月 1 日以降に締結する契約から適用します。

3 支払いの条件

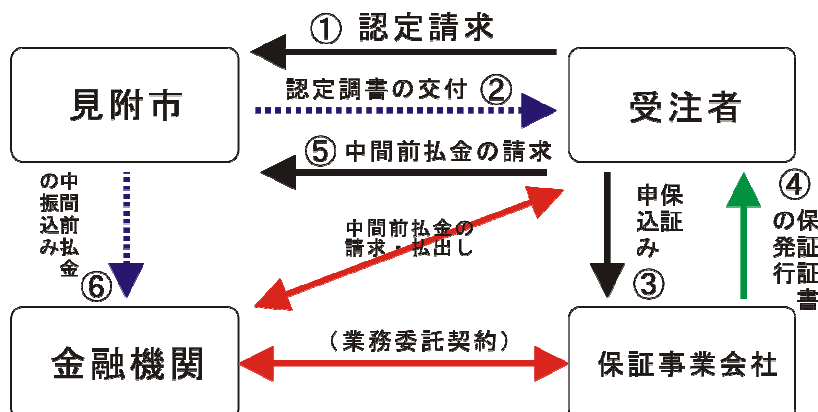
中間前払金の支払いを受けるためには、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 請負金額 200 万円以上の土木建築工事であること。
- (2) 前払金の請求をし、支払いを受けているもの。
- (3) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (4) 工程表により工期の 2 分の 1 に相当する期間を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
- (5) 既に行われた当該工事の作業に要した経費が請負金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定に基づく保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けることができること。

4 実施時期

平成 22 年 12 月 1 日以降に締結する契約から実施します。

5 中間前払金手続きの流れ



①認定請求

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、市（工事発注課）へ**中間前払金認定請求書**を提出してください。

②認定調査

市（工事発注課）は、受注者から**中間前払金認定請求書**の提出があったときは、速やかに中間前払金の支払い要件を満たしているか認定調査し、その結果、支払い要件を満たしている場合は、**中間前払金認定調書**を交付します。

③保証申込み

受注者は、**中間前払金認定調書**を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みをしてください。

④保証証書の発行

受注者は、市から交付を受ける**中間前払金認定調書**により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。

⑤中間前払金の請求

受注者は、請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、市（工事発注課）に提出してください。

⑥中間前払金の振込み

市（工事発注課）は、受注者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。